



鳥取県公報

平成 30 年 4 月 24 日 (火)
第 8 9 9 5 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	生活保護法による指定介護機関の休止の届出 (303) (福祉監査指導課) 2
	手数料の徴収事務の委託 (304) (医療政策課) 2
	特定計量器の定期検査の実施 (305) (くらしの安心推進課) 2
	農作物共済に係る業務の規模の基準の廃止 (306) (とっとり農業戦略課) 3
	物品売払代金の徴収事務の委託 (307) (農業試験場) 3
	指定障害児通所支援事業者の指定 (308) (西部総合事務所福祉保健局) 3
	指定居宅サービス事業の廃止の届出 (309) (〃) 3
◇ 海区漁調 委告示	漁業法による公聴会の開催 (2) 4
◇ 内水面漁 管委告示	漁業法による公聴会の開催 (3) 4
◇ 公 告	平成30年度鳥取県職員採用試験 (大学卒業程度) の実施 (人事委員会事務局任用課) . . . 5
	猟銃等の取扱いに関する講習会の開催 (警察本部生活環境課) 10
	警備業法に基づく検定の実施 (2件) (〃) 10

告 示

鳥取県告示第303号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（第54条の2第4項において準用する場合及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、指定介護機関から居宅介護事業及び介護予防事業を休止した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

平成30年4月24日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 居宅介護事業者

名 称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地	居宅介護事業の種類	休止年月日
特定非営利活動法人因幡万笑の会	鳥取市気高町北浜三丁目158	スマイルセンター浜村	鳥取市気高町北浜三丁目158	小規模多機能型居宅介護	平成30年4月1日

2 介護予防事業者

名 称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地	介護予防事業の種類	休止年月日
特定非営利活動法人因幡万笑の会	鳥取市気高町北浜三丁目158	スマイルセンター浜村	鳥取市気高町北浜三丁目158	介護予防小規模多機能型居宅介護	平成30年4月1日

鳥取県告示第304号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、鳥取県立歯科衛生専門学校における手数料の徴収の事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成30年4月24日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 委託の相手

一般社団法人鳥取県歯科医師会

2 委託期間

平成30年4月2日から平成31年3月31日まで

鳥取県告示第305号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定に基づき、特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項の規定に該当する特定計量器以外の特定計量器の定期検査を実施するので、同法第21条第2項の規定により、次のとおり告示する。

平成30年4月24日

鳥取県知事 平 井 伸 治

実施区域	実施期日	実施時間	実施場所
米子市	平成30年6月1日（金）	午前10時から午後3時まで	米子市淀江町淀江796 米子市淀江公民館
〃	平成30年6月5日（火）	〃	米子市大篠津町1619-1 米子市大篠津公民館

〃	平成30年6月8日（金）	〃	米子市榎原1356-1 米子市尚徳公民館
〃	平成30年6月12日（火）	〃	米子市蚊屋291-1 米子市巖公民館
〃	平成30年6月15日（金）	〃	米子市和田町1829-1 米子市和田公民館
〃	平成30年6月19日（火）	〃	米子市彦名町2850-2 米子市彦名公民館
〃	平成30年6月22日（金）	〃	米子市富益町788 米子市富益公民館

鳥取県告示第306号

平成26年鳥取県告示第36号（農作物共済に係る業務の規模の基準について）は、廃止する。

附 則

平成30年産の農作物に係る耕作の業務については、なお従前の例による。

平成30年4月24日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県告示第307号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、農業試験場における生産品の物品売払代金の徴収の事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成30年4月24日

鳥取県農業試験場長 米 山 肇

1 委託の相手

鳥取いなば農業協同組合

2 委託期間

平成30年4月1日から平成31年3月31日まで

鳥取県告示第308号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定に基づき、指定障害児通所支援事業者を指定したので、同法第21条の5の25の規定により次のとおり告示する。

平成30年4月24日

鳥取県西部総合事務所長 中 山 貴 雄

名称	主たる事務所の所在地	指定に係る障害児通所支援事業を行う事業所の名称	指定に係る障害児通所支援事業を行う事業所の所在地	障害児通所支援事業の種類	指定年月日
株式会社山陰総合建設	米子市東福原三丁目8-20	スマイル	米子市東福原三丁目8-20	放課後等デイサービス	平成30年4月25日

鳥取県告示第309号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者から当該指定居宅サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成30年4月24日

鳥取県西部総合事務所長 中 山 貴 雄

事業者の名称	指定に係る事業	指定に係る事業	届出年月日	廃止年月日	サービスの種
--------	---------	---------	-------	-------	--------

又は氏名	所の名称	業所の所在地			類
社会福祉法人 敬仁会	ホームヘルプセ ンター ル・ソ ラリオン名和	西伯郡大山町 西坪520-1	平成30年3月30日	平成30年4月30日	訪問介護

海区漁業調整委員会告示

鳥取海区漁業調整委員会告示第2号

漁業の免許の内容等の事前決定について知事に意見を述べるため、漁業法（昭和24年法律第267号）第11条第4項の規定に基づき、次のとおり公聴会を開催する。

漁場計画案は、平成30年4月24日（火）から5月9日（水）までの間、鳥取県農林水産部水産振興局水産課（鳥取市東町一丁目220）、鳥取県栽培漁業センター（東伯郡湯梨浜町大字石脇1166）、鳥取県境港水産事務所（境港市昭和町9-20）及び海面に接している市町村の市役所又は町村役場において一般の縦覧に供する。

平成30年4月24日

鳥取海区漁業調整委員会会長 渡 部 俊 明

1 開催日時及び場所

- (1) 日時 平成30年5月10日（木）午前10時30分から
- (2) 場所 倉吉市上井町一丁目9-2 ホテルセントパレス倉吉2階ウィンザー

2 案件

海面における漁業の免許の内容となるべき事項、免許予定日、申請期間並びに定置漁業及び区画漁業の地元地区並びに共同漁業の関係地区の事前決定について

3 公述人

公聴会において発言を希望する利害関係人は、住所、氏名、職業（漁業に従事する者にあつては従事する漁業の種類を含み、勤務先のある者にあつては勤務先の名称及び所在地を含む。）及び発言内容の要旨を記載した書面を平成30年5月9日（水）正午までに鳥取海区漁業調整委員会事務局（鳥取市東町一丁目220 鳥取県農林水産部水産振興局水産課内）に提出すること。

内水面漁場管理委員会告示

鳥取県内水面漁場管理委員会告示第3号

漁業の免許の内容等の事前決定について知事に意見を述べるため、漁業法（昭和24年法律第267号）第11条第4項及び第130条第4項の規定に基づき、次のとおり公聴会を開催する。

漁場計画案は、平成30年4月24日（火）から5月16日（水）までの間、鳥取県農林水産部水産振興局水産課（鳥取市東町一丁目220）、鳥取県栽培漁業センター（東伯郡湯梨浜町大字石脇1166）、鳥取県境港水産事務所（境港市昭和町9-20）及び関係市町村の市役所又は町村役場において一般の縦覧に供する。

平成30年4月24日

鳥取県内水面漁場管理委員会会長 安 藤 重 敏

1 開催日時及び場所

- (1) 日時 平成30年5月17日（木）午後1時30分から
- (2) 場所 倉吉市大平町360-1 上井公民館 視聴覚室

2 案件

内水面における漁業の免許の内容となるべき事項、免許予定日、申請期間及び共同漁業の関係地区の事前決定について

3 公述人

公聴会において発言を希望する利害関係人は、住所、氏名、職業（漁業に従事する者にあつては従事する漁業の種類を含み、勤務先のある者にあつては勤務先の名称及び所在地を含む。）及び発言内容の要旨を記載した書面を平成30年5月16日（水）正午までに鳥取県内水面漁場管理委員会事務局（鳥取市東町一丁目220 鳥取県農林水産部水産振興局水産課内）に提出すること。

業の種類を含み、勤務先のある者にあつては勤務先の名称及び所在地を含む。)及び発言内容の要旨を記載した書面を平成30年5月16日(水)正午までに鳥取県内水面漁場管理委員会事務局(鳥取市東町一丁目220 鳥取県農林水産部水産振興局水産課内)に提出すること。

公 告

職員の任用に関する規則(昭和27年鳥取県人事委員会規則第11号)第17条第1項の規定に基づき、平成31年度に採用する鳥取県職員の採用試験の実施について、次のとおり公告する。

平成30年4月24日

鳥取県人事委員会委員長 上 田 博 久

1 試験の名称

平成30年度鳥取県職員採用試験(大学卒業程度)

2 試験の種類及び採用予定者数

試験の種類		採用予定者数
事 務	一般コース	17名程度
	環境コース	1名程度
	総合分野コース	10名程度
	キャリア総合コース	10名程度
社会福祉	福祉コース	2名程度
	手話コース	1名程度
総合化学	食品化学コース	1名程度
薬 剤 師	公衆衛生コース	1名程度
保 健 師		2名程度
農 業		5名程度
林 業		3名程度
土 木		6名程度
獣 医 師		5名程度
畜 産		1名程度
建 築		1名程度
警 察 行 政		1名程度

(注) 採用予定者数については、今後の欠員等の状況により変更する場合がある。また、試験の結果によっては第1次試験合格者及び採用候補者がいない場合がある。

3 対象となる職

(1) 警察行政以外

知事の事務部局、教育委員会の事務部局等に勤務する行政職給料表1級相当程度の職員の職

(2) 警察行政

警察本部等に勤務する行政職給料表1級相当程度の職員の職

4 給与

この試験に合格し、採用された者には、原則として給料月額186,400円のほか諸手当が支給される。ただし、採用までに給与改定があった場合はそれによる。

5 受験資格

受験資格は、次のとおりとする。ただし、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第16条の規定により地方公務員になることができない者は、受験することができない。

(1) 年齢要件等は、次のとおりであること。

ア 薬剤師(公衆衛生コース)及び保健師 昭和58年4月2日以降に生まれた者

イ 獣医師 昭和43年4月2日以降に生まれた者

ウ ア及びイに掲げる職以外のもの

(ア) 昭和58年4月2日から平成9年4月1日までに生まれた者

(イ) 平成9年4月2日以降に生まれた者で、学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（短期大学を除く。）を卒業したもの若しくは平成31年3月31日までに卒業見込みのもの又は鳥取県人事委員会（以下「人事委員会」という。）がこれらと同等の資格があると認めるもの

(2) 次の表の左欄に掲げる試験にあっては、同表の右欄に掲げる資格を有すること。

試験の種類	必要な資格
社会福祉 (福祉コース)	社会福祉法（昭和26年法律第45号）第19条第1項各号に規定する社会福祉主事としての任用資格を有する者又は平成31年3月31日までに取得する見込みの者であること。
社会福祉 (手話コース)	次のいずれかに該当する者であること。 ア 次のいずれかに該当する者又は平成31年3月31日までに該当する見込みの者であること。 (ア) 厚生労働省公認の手話通訳技能検定試験に合格し手話通訳士の資格を取得した者 (イ) 都道府県等で手話通訳者として登録された者 (ウ) 市町村等で手話奉仕員として登録された者 (エ) 社会福祉法人全国手話研修センターが実施する全国手話検定試験で1級を取得した者 (オ) 特定非営利活動法人手話技能検定協会が実施する手話技能検定で2級以上を取得した者 イ 平成25年4月1日から平成30年4月30日までの間に、鳥取県手話サークル連絡協議会に所属している手話サークルに3年以上所属し、当該手話サークルにおいて学習活動を行った者（所属期間は月単位で算定し、月の途中で手話サークルに加入し、又は手話サークルを退会した場合は、その月は所属期間に算入する。）
総合化学 (食品化学コース)	食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号）第9条第1項第1号に規定する都道府県知事の登録を受けた食品衛生監視員の養成施設（平成27年4月1日前に厚生労働大臣の登録を受けた食品衛生監視員の養成施設を含む。）において、所定の課程を修了した者又は平成31年3月31日までに所定の課程を修了する見込みの者であること。
薬剤師 (公衆衛生コース)	薬剤師法（昭和35年法律第146号）第2条の規定により薬剤師の免許を受けた者又は平成31年4月30日までに受ける見込みの者であること。ただし、第103回（平成30年）以前の薬剤師国家試験の合格者については、平成31年3月31日までにこの免許を取得する見込みの者であること。
獣医師	獣医師法（昭和24年法律第186号）第3条の規定により獣医師の免許を受けた者又は平成31年4月1日までに受ける見込みの者であること。

(3) 警察行政以外の職種の試験を受ける者であって日本国籍を有しない者にあつては、次のいずれかに該当する者又は平成31年3月31日までに該当する見込みの者であること。

ア 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第2の上欄に掲げる永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等又は定住者

イ 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）による特別永住者

(注) 日本国籍を有しない職員は、公権力の行使又は公の意思形成への参画に携わる職以外の職に任用され

る。

(4) 警察行政の試験を受ける者にあつては、日本国籍を有すること。

6 第1次試験

(1) 試験種目

ア 事務（総合分野コース）、事務（キャリア総合コース）及び警察行政以外
教養試験（多肢選択式）、専門試験（多肢選択式又は記述式）、論文試験及び適性検査

イ 事務（総合分野コース）

教養試験（多肢選択式）、エントリーシート、論文試験及び適性検査

ウ 事務（キャリア総合コース）

基礎能力試験（多肢選択式）、アピールシート及び適性検査

エ 警察行政

教養試験（多肢選択式）、専門試験（多肢選択式）及び適性検査

(注) 事務（キャリア総合コース）及び警察行政以外の職種については、論文試験の採点及び適性検査の判定は第1次試験合格者に対して実施し、論文試験の評価は第2次試験において行い、適性検査の検査結果は第2次試験の人物試験の参考として使用するものとする。また、エントリーシートは、第2次試験の人物試験の参考資料としても使用する。事務（キャリア総合コース）については、適性検査の判定は第1次試験合格者に対して実施し、検査結果は第2次試験の人物試験の参考として使用するものとする。また、アピールシートは、第2次試験の人物試験の参考資料としても使用する。警察行政については、適性検査の判定は第1次試験合格者に対して実施し、検査結果は第2次試験の人物試験の参考及び採用候補者の決定に使用するものとする。

(2) 試験期日

平成30年6月24日（日）

(3) 試験会場

鳥取大学共通教育棟 鳥取市湖山町南四丁目101

鳥取大学医学部講義・実習棟 米子市西町86

立教大学池袋キャンパス5号館 東京都豊島区西池袋三丁目34-1

関西大学千里山キャンパス第2学舎2号館 大阪府吹田市山手町三丁目3-35

7 第2次試験

(1) 試験の実施

警察行政以外の職種については人事委員会が実施し、警察行政については第2次試験以降の採用候補者発表の手續を含め、鳥取県警察本部が実施する。

(2) 試験種目

ア 警察行政以外

人物試験（集団討論及び個別面接）

イ 警察行政

人物試験（個別面接）、論文試験及び身体検査

(3) 試験期日

ア 警察行政以外

平成30年7月下旬から8月上旬（予定）

イ 警察行政

平成30年8月7日（火）（予定）

(4) 試験会場

ア 警察行政以外

鳥取県庁第二庁舎会議室 鳥取市東町一丁目271

イ 警察行政

鳥取県警察本部庁舎会議室 鳥取市東町一丁目271

8 第1次試験合格者及び採用候補者の決定方法

(1) 第1次試験合格者

ア 事務（総合分野コース）及び事務（キャリア総合コース）以外

第1次試験の教養試験（多肢選択式）と専門試験（多肢選択式又は記述式）の得点を合計した得点の高い順に決定する。

なお、第1次試験の教養試験（多肢選択式）と専門試験（多肢選択式又は記述式）には、それぞれ一定の基準を設け、この基準を満たさない場合は、合計得点にかかわらず不合格とする。

また、警察行政以外にあっては論文試験又は適性検査を、警察行政にあっては適性検査を受験しなかった場合は、不合格とする。

イ 事務（総合分野コース）

第1次試験の教養試験（多肢選択式）とエントリーシートの得点を合計した得点の高い順に決定する。

なお、第1次試験の教養試験（多肢選択式）には、一定の基準を設け、この基準を満たさない場合は、エントリーシートの採点は行わず、不合格とする。

また、論文試験又は適性検査を受験しなかった場合は、不合格とする。

ウ 事務（キャリア総合コース）

第1次試験の基礎能力試験とアピールシートの得点を合計した得点の高い順に決定する。

なお、第1次試験の基礎能力試験には、一定の基準を設け、この基準を満たさない場合は、アピールシートの採点は行わず、不合格とする。

また、適性検査を受験しなかった場合は、不合格とする。

(2) 採用候補者

ア 事務（キャリア総合コース）及び警察行政以外

第1次試験の教養試験（多肢選択式）と専門試験（多肢選択式又は記述式）の得点（事務（総合分野コース）にあっては、エントリーシートの得点）にかかわらず、第1次試験において実施する論文試験と第2次試験において実施する人物試験（集団討論及び個別面接）の得点を合計した得点の高い順に決定する。

なお、論文試験と人物試験（集団討論及び個別面接）には、それぞれ一定の基準を設け、この基準を満たさない場合は、合計得点にかかわらず不合格とする。

イ 事務（キャリア総合コース）

第1次試験の基礎能力試験とアピールシートの得点にかかわらず、第2次試験で実施する人物試験の得点の高い順に決定する。

なお、人物試験には一定の基準を設け、この基準を満たさない場合は、人物試験の得点にかかわらず不合格とする。

ウ 警察行政

第1次試験の教養試験（多肢選択式）と専門試験（多肢選択式）の得点にかかわらず、第1次試験において実施する適性検査の結果と第2次試験の結果により決定する。

9 第1次試験合格者及び採用候補者の発表

(1) 第1次試験合格者

平成30年7月5日（木）（予定）にインターネット上の鳥取県のホームページ（とりネット）にその受験番号を掲載して発表するとともに、鳥取県庁本庁舎の1階屋内掲示板に掲示する。

なお、第1次試験合格者には書面で通知する。

(2) 採用候補者

平成30年8月中旬（警察行政は同年9月4日（火））（予定）に、インターネット上の鳥取県のホームページ（とりネット）にその受験番号を掲載して発表するとともに、鳥取県庁本庁舎（警察行政は警察本部庁舎）の1階屋内掲示板に掲示する。

なお、採用候補者には書面で通知する。

10 採用の方法

- (1) 警察行政以外の職種に係る採用候補者は、人事委員会が作成する採用候補者名簿に成績順に登載される。人事委員会は、任命権者からの提示請求に従って採用候補者を成績順に提示する。任命権者は、欠員等の状況も考慮しながら、提示された者のうちから採用に係る審査を行って採用者を決定する。
- (2) 警察行政に係る採用候補者は、鳥取県警察本部長が作成する採用候補者名簿に成績順に登載される。鳥取県警察本部長は、欠員等の状況も考慮しながら、同名簿に登載された者のうちから採用者を決定する。
- (3) 採用候補者名簿の有効期間は、名簿確定（採用候補者の発表）の日から原則として1年間とする。
なお、採用は、原則として平成31年4月1日の予定であるが、欠員等の状況によってはそれ以前に採用することもある。

11 受験手続

(1) 受験申込書の配布

受験申込書は、インターネット上の鳥取県のホームページ（とりネット）に掲載するとともに、鳥取県人事委員会事務局、鳥取県庁本庁舎受付、東部庁舎1階、八頭庁舎別館1階、中部総合事務所地域振興局、西部総合事務所地域振興局、西部総合事務所日野振興センター日野振興局、東京本部、関西本部、名古屋代表部、警察本部県民ホール、各警察署、交番及び駐在所において配布する。

(2) 受験の申込み

受験希望者は、次のいずれかの方法により申込みをすること。

なお、申込みができる試験の種類は、1つに限る。

ア インターネット上の鳥取県のホームページ（とりネット）の電子申請の受付サービス（<https://s-kantan.com/pref-tottori-u/>）を利用して申込みをする方法

イ 所定の受験申込書1部に必要事項を記入の上、鳥取県人事委員会事務局に持参、郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「信書便」という。）により提出する方法

(3) 受付期間及び受付時間

ア インターネットによる申込みの場合

平成30年5月2日（水）午前9時から同月21日（月）午後5時まで

イ 持参、郵便又は信書便による申込みの場合

(ア) 受付期間

平成30年5月2日（水）から同月21日（月）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

なお、郵便又は信書便による申込みは、平成30年5月21日（月）までの消印又は信書便の役務のうち消印に準ずるもののあるものに限り受け付ける。

(イ) 受付時間

午前8時30分から午後5時15分まで

12 その他

- (1) 受験手続その他受験に関する問合せは、鳥取県人事委員会事務局（〒680-8570 鳥取市東町一丁目271 電話0857-26-7553 電子メールjinji@pref.tottori.lg.jp）に行うこと。ただし、警察行政に係る第2次試験の実施及び採用候補者の発表に関する問合せは、鳥取県警察本部警務課（〒680-8520 鳥取市東町一丁目271 電話（代表）0857-23-0110）に行うこと。
- (2) 受験申込書の請求、受験に関する問合せ等を郵便又は信書便によって行う場合には、120円切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封すること。
- (3) 第1次試験の合格発表以降の日程は、予定であり、変更される場合があること。
- (4) 試験の詳細については、別に受験案内が作成されるので、参照すること。

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第5条の3第1項の規定により猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会を次のとおり開催する。

平成30年4月24日

鳥取県公安委員会委員長 松 本 典 子

1 講習の種別及び受講対象者

経験者講習

鳥取県内に住所を有する者のうち次に掲げるものを対象とする。

- (1) 法第7条の3第1項の規定による許可の更新を受けようとする者
- (2) 許可を受けようとする者で、法第5条の2第3項第2号又は3号に規定するもの

2 開催の日時及び場所

種別	区 分	日 時	場 所	受 講 対 象 者
経験者講習		平成30年5月20日 午後1時30分から 午後4時30分まで	倉吉市清谷町一丁目10 鳥取県倉吉警察署	浜村、倉吉及び琴浦大山の各 警察署の管内に居住する者

3 講習時間及び講習課目

- (1) 講習時間 3時間
- (2) 講習課目
 - ア 猟銃及び空気銃の所持に関する法令
 - イ 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い

4 受講申込手続

所定の受講申込書を受講日の7日前までに住所地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。

5 講習受講手数料及びその納付方法

- (1) 講習受講手数料 3,000円
- (2) 納付方法
 - (1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を銃砲刀剣類関係手数料納付書に貼り付けて納付すること。
この場合、消印しないこと。

6 携行品

筆記用具及び印鑑

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条第1項の規定に基づき、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号）第4条に規定する検定を次のとおり実施する。

平成30年4月24日

鳥取県公安委員会委員長 松 本 典 子

1 検定に係る警備業務の種別及び級

交通誘導警備業務 1級

2 実施日時

- (1) 学科試験
 - 平成30年7月25日（水）午前9時30分から午前11時まで
- (2) 実技試験
 - 平成30年8月25日（土）午前9時30分から午後5時まで

3 実施場所

鳥取市東町一丁目271 鳥取県警察本部庁舎

4 受検定員

30名

5 検定の内容

(1) 学科試験

ア 警備業務に関する基本的な事項

イ 法令に関すること。

ウ 車両等の誘導に関すること。

エ 交通誘導警備業務の管理に関すること。

オ 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(2) 実技試験

ア 車両等の誘導に関すること。

イ 交通誘導警備業務の管理に関すること。

ウ 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

6 受検資格

県内に住所を有する者又は県外に住所を有する警備員でその者が属する営業所が県内にあるものであって、次のいずれかに該当するものであること。

(1) 交通誘導警備業務について2級の検定に係る合格証明書の交付を受けている者であって、当該合格証明書の交付を受けた後、交通誘導警備業務に従事した期間が1年以上であるもの

(2) 鳥取県公安委員会が前号に掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者

7 検定申請書の受付期間

平成30年6月18日（月）から同月22日（金）までの日の午前8時30分から午後5時15分まで

8 検定申請書の提出先等

次の警察署に提出すること（持参以外の方法による検定申請書の提出は、認めない。）。

なお、検定申請の受付は、先着順とし、受検定員に達した場合は受付期間の途中であっても締め切る。

(1) 県内に住所を有する者にあつては、住所地を管轄する警察署

(2) 県外に住所を有する警備員でその者が属する営業所が県内にあるものにあつては、当該営業所の所在地を管轄する警察署

9 検定申請書の提出部数等

検定申請書は1通とし、次に掲げる書類を添付すること。

(1) 県内に住所を有する者にあつては、住所地を疎明する書面

(2) 県外に住所を有する警備員で、その者が属する営業所が県内にあるものにあつては、当該営業所に属することを疎明する書面

(3) 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3センチメートル、横2.4センチメートルの大きさで、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）2葉

(4) 6の(1)に該当する者は、そのことを疎明する書面

(5) 6の(2)に該当する者は、1級検定受検資格認定書の写し

10 検定手数料及び納付方法

検定手数料は、14,000円とし、その金額に相当する鳥取県収入証紙を警備業関係手数料納付書の所定欄に貼り付けて納付すること。この場合、消印をしないこと。

11 その他

(1) 実技試験は、学科試験合格者に対してのみ実施する。

(2) 受検者は、受検票、筆記用具及び警笛を持参すること。

(3) この検定についての問合せは、各警察署又は鳥取県警察本部生活安全部生活環境課（電話0857-23-0110（代））にすること。

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条第1項の規定に基づき、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号）第4条に規定する検定を次のとおり実施する。

平成30年4月24日

鳥取県公安委員会委員長 松 本 典 子

- 1 検定に係る警備業務の種別及び級
交通誘導警備業務 2級
- 2 実施日時
 - (1) 学科試験
平成30年7月25日（水）午前9時30分から午前11時まで
 - (2) 実技試験
平成30年8月26日（日）午前9時30分から午後5時まで
- 3 実施場所
鳥取市東町一丁目271 鳥取県警察本部庁舎
- 4 受検定員
30名
- 5 検定の内容
 - (1) 学科試験
 - ア 警備業務に関する基本的な事項
 - イ 法令に関すること。
 - ウ 車両等の誘導に関すること。
 - エ 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
 - (2) 実技試験
 - ア 車両等の誘導に関すること。
 - イ 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
- 6 受検資格
県内に住所を有する者又は県外に住所を有する警備員でその者が属する営業所が県内にあるものであること。
- 7 検定申請書の受付期間
平成30年6月18日（月）から同月22日（金）までの日の午前8時30分から午後5時15分まで
- 8 検定申請書の提出先等
次の警察署に提出すること（持参以外の方法による検定申請書の提出は、認めない。）。
なお、検定申請の受付は、先着順とし、受検定員に達した場合は受付期間の途中であっても締め切る。
 - (1) 県内に住所を有する者にあつては、住所地を管轄する警察署
 - (2) 県外に住所を有する警備員でその者が属する営業所が県内にあるものにあつては、当該営業所の所在地を管轄する警察署
- 9 検定申請書の提出部数等
検定申請書は1通とし、次に掲げる書類を添付すること。
 - (1) 県内に住所地を有する者にあつては、住所地を疎明する書面
 - (2) 県外に住所を有する警備員で、その者が属する営業所が県内にあるものにあつては、当該営業所に属することを疎明する書面
 - (3) 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3センチメートル、横2.4センチメートルの大きさで、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）2葉
- 10 検定手数料及び納付方法
検定手数料は、14,000円とし、その金額に相当する鳥取県収入証紙を警備業関係手数料納付書の所定欄に貼

り付けて納付すること。この場合、消印をしないこと。

11 その他

- (1) 実技試験は、学科試験合格者に対してのみ実施する。
- (2) 受検者は、受検票、筆記用具及び警笛を持参すること。
- (3) この検定についての問合せは、各警察署又は鳥取県警察本部生活安全部生活環境課(電話0857-23-0110(代))にすること。